

# 常陸大宮市太陽光発電設備の設置と地域環境との調和に関する条例

## 《 設置事業に係る許可申請及び届出等の手引き 》

令和7年3月

常陸大宮市市民生活部生活環境課

## 目次

- 1 目的、概要、用語の説明
- 2 禁止区域
- 3 抑制区域
- 4 太陽光発電設備の設置に関する手続き（許可申請）
  - (1) 事前協議
  - (2) 周辺関係者説明会の開催
  - (3) 許可申請
  - (4) 設置許可等申請手数料
- 5 許可基準
- 6 事業計画変更等の手続き
- 7 太陽光発電設備の設置に関する手続き（届出）
- 8 太陽光発電設備の維持管理
- 9 効告及び公表
- 10 チェックリスト（禁止区域・抑制区域）

## 1 目的、概要、用語の説明

### 〈目的〉

平成24年7月に再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度が開始されたのを契機に、太陽光発電事業の普及が進んでいますが、太陽光発電設備は、自然環境、景観及び生活環境への影響や土砂災害の発生等も危惧されています。

こうしたことから、太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理に関し必要な事項を定めることにより、災害の防止、良好な景観の形成、生活環境の保全及び地域社会との調和を図ることを目的として、「常陸大宮市太陽光発電設備の設置と地域環境との調和に関する条例」及び同施行規則を制定しました。

### 〈概要〉

本市は、自然環境、景観及び市民の安全安心な生活環境と太陽光発電設備設置事業との調和を図るために必要な事項を定めることにより、本市の豊かで美しい自然環境の維持及び保全を図ることを目的に、「常陸大宮市太陽光発電設備の設置と地域環境との調和に関する条例」を制定し、令和7年4月1日から施行されます。

本条例では、災害の防止並びに良好な景観及び生活環境を保全するため、太陽光発電設備設置事業を原則認めない区域として禁止区域を指定し、また、太陽光発電設備設置事業と地域環境との調和が特に必要と認められる区域を抑制区域として指定しました。

抑制区域を含む事業区域において、発電出力が10キロワット以上の太陽光発電設備、又は抑制区域に関わらず発電出力が50キロワット以上、又は事業区域面積が500平方メートル以上、又は地上高が最大4メートル以上の太陽光発電設備の設置事業を行おうとするときは、事前に市の許可が必要になります。

また、抑制区域を含まない事業区域で、発電出力が10キロワット以上50キロワット未満、又は事業区域面積が500平方メートル未満、又は地上高が最大4メートル未満の太陽光発電設備設置事業を行おうとするときは、事前に届出が必要となります。

※出力：太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の値

(再エネ特措法に基づく事業計画申請時の「太陽光発電設備の発電出力の考え方」に基づく)

〈用語の説明〉

太陽光発電設備	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第2項の再生可能エネルギー発電設備のうち、同条第3項第1号の太陽光を再生可能エネルギー源とするもの及びその附属設備をいう。						
発電事業	太陽光発電設備を利用し発電を行う事業をいう。						
設置事業	太陽光発電設備を設置（増設及び改修を含む。）する事業及び森林の伐採、土地の形質の変更その他の太陽光発電設備を設置するために必要な工事を行う事業をいう。						
事業区域	<p>設置事業及び発電事業を行う一団の土地（太陽光発電設備に附属する管理施設、変電施設、緩衝帯等に係る土地を含む。）であって、柵塀等の工作物の設置その他の方法により当該土地以外の土地と区別された区域をいう。ただし、次に掲げる区域については、一体の区域とみなし、事業区域に含めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 連接する土地であって、樹木の伐採、土地の造成等による区画形質の変更を同時に行う土地の区域</li> <li>イ 設置事業の実施に当たり、関係する法令等の許可、認可等を同時に受ける土地の区域</li> <li>ウ 物理的形状、所有者又は事業者の形態によって一体利用と認められる区域</li> </ul>						
事業者	設置事業又は発電事業を行う者をいう。						
周辺関係者	太陽光発電設備の設置に関し、その理解を得る必要がある事業区域の境界線から規則で定める範囲の区域に居住し、又は建物若しくは土地を所有し、占有し、若しくは管理する者をいう。						
周辺関係者の範囲	<table> <thead> <tr> <th>発電出力</th> <th>事業区域の境界線から水平距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50キロワット未満</td> <td>→ 100m以内</td> </tr> <tr> <td>50キロワット以上</td> <td>→ 300m以内</td> </tr> </tbody> </table>	発電出力	事業区域の境界線から水平距離	50キロワット未満	→ 100m以内	50キロワット以上	→ 300m以内
発電出力	事業区域の境界線から水平距離						
50キロワット未満	→ 100m以内						
50キロワット以上	→ 300m以内						

## 2 禁止区域

災害の防止並びに良好な景観及び生活環境を保全するため、特に必要と認められる区域を発電事業の禁止区域として定めます。

事業計画区域に禁止区域が含まれる場合には、原則、太陽光発電設備設置事業の許可をすることはできません。

区域の名称等	関係根拠法令等
砂防指定地	砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された砂防指定地
土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項の土砂災害特別警戒区域
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域
地すべり防止区域	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域
保安林 保安施設地区	森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項の保安林並びに同法第41条第1項及び第3項の保安施設地区
河川区域 河川保全区域 河川予定地	河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に規定する河川区域、同法第54条第1項の河川保全区域及び同法第56条第1項の河川予定地
居住誘導区域 都市機能誘導区域	都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項に基づき市が策定した常陸大宮市立地適正化計画に定める居住誘導区域、都市機能誘導区域

### 3 抑制区域

良好な自然環境、景観及び生活環境の保全並びに災害の防止のため、特に配慮が必要と認められる区域を発電事業の抑制区域として定めます。

事業計画区域に抑制区域が含まれる場合には、市の許可が必要になります。

区域の名称等	関係根拠法令等
茨城県立自然公園（特別地域）	茨城県立自然公園条例（昭和37年茨城県条例第17号）第19条第1項の特別区域
自然環境保全地域特別地区	茨城県自然環境保全条例（昭和48年茨城県条例第4号）第6条第1項の特別区域
鳥獣保護区特別保護地区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条の特別保護区域
地域森林計画対象民有林	森林法（昭和26年法律第249号）第5条第2項第1号の地域森林計画の対象とされる森林の区域
農用地区域 第1種農地 採草放牧地	農地法（昭和27年法律第229号）第2条の採草放牧地、同法第4条第6項第1号ロの第1種農地並びに農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項の農用地区域
地域計画区域	農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第2項第1号の地域計画の区域
都市計画区域	都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第2項の都市計画区域
茨城県指定有形文化財 常陸大宮市指定有形文化財 茨城県指定史跡名勝天然記念物 常陸大宮市指定史跡名勝天然記念物	茨城県文化財保護条例（昭和51年茨城県条例第50号）第4条第1項の規定により指定された茨城県指定有形文化財及び同条例第40条の規定により指定された茨城県指定史跡名勝天然記念物並びに常陸大宮市文化財保護条例（昭和51年常陸大宮市条例第18号）第4条第1項の規定により指定された常陸大宮市指定有形文化財及び同条例第41条の規定により指定された常陸大宮市指定史跡名勝天然記念物
斜度30度以上の勾配を有する土地を含む区域	
鉄道用地の敷地境界線から水平距離50メートル以内の区域	鉄道事業法施行規則（昭和62年運輸省令第6号）第4条第1号に掲げる普通鉄道に係る用地
道路用地の敷地境界線から水平距離50メートル以内の区域	道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号及び第3号に掲げる一般国道及び都道府県道に係る用地

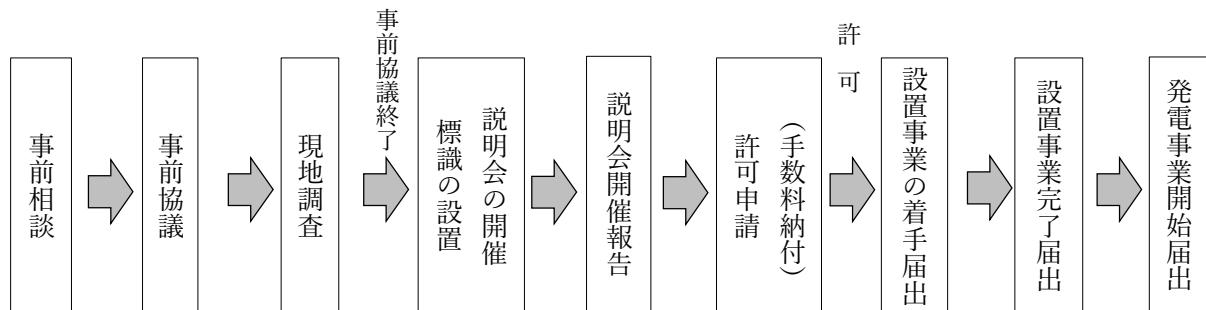
## 4 太陽光発電設備の設置に関する手続き（許可申請）

発電出力が 10 キロワット以上の太陽光発電事業(建築物の屋根等に設置する場合を除く)で、次の①から④の許可対象事業に該当する場合には、事前協議、周辺関係者への説明会開催、許可申請等の手続きが必要となります。

### 【許可申請対象事業】

- ①発電出力 50 キロワット以上のもの
- ②事業区域面積が 500 平方メートル以上のもの
- ③地上高が最大 4 メートル以上のもの
- ④抑制区域内に 10 キロワット以上の太陽光発電設備を設置しようとするとき

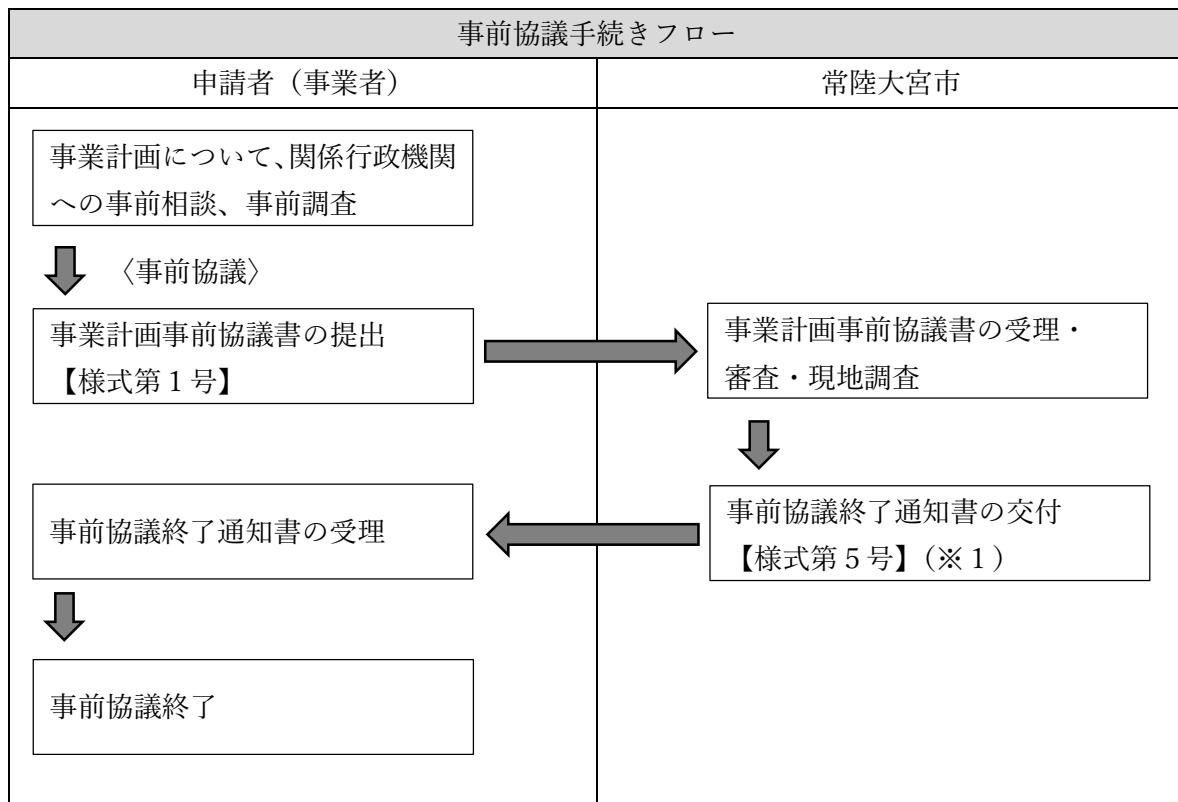
### 標準的な手続きフロー



## (1) 事前協議

申請者（設置事業者）は、太陽光発電事業の許可申請を行う場合には、あらかじめ事前協議を行わなければなりません。

事前協議の際には、事業計画事前協議書類を正副各1部提出してください。



※1 事前協議終了通知書の有効期限は、通知を行った日の翌日から1年間となります。

事業計画事前協議書及び添付書類  
(第10条、施行規則第6条)

① 事業計画事前協議書【様式第1号】
② 事業計画書【様式第2号】
③ 事業者の住民票の写し (これらの者が法人である場合にあっては、当該法人の登記事項証明書)
④ 位置図
⑤ 事業区域図
⑥ 事業区域の登記事項証明書（発行後3か月以内のもの）
⑦ 事業区域の土地所有者一覧表【様式第3号】
⑧ 事業区域の公図の写し（発行後3か月以内のもの）

(9) 土地利用計画平面図
(10) 土地求積図又は地籍測量図
(11) 造成計画平面図及び断面図（造成を行わない場合は、計画土地の現況写真を添付）
(12) 排水計画平面図及び断面図
(13)擁壁の背面図及び断面図（擁壁の設置がない場合は、添付の必要なし）
(14) 太陽光発電設備の構造図
(15) 事業区域に設置する工作物の構造図
(16) 反射光影響予測図
(17) 水道等埋設状況図（水道等の埋設がない場合は、添付の必要なし）
(18) 維持管理計画書【様式第4号】
(19) 設置者が事業計画を実施するために必要な資力があることを証する書類
(20) 設置事業の施工に係る関係法令等に基づく許認可を証する書類
(21) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第2条第5項に規定する特定契約の締結状況を証する書
(22) その他市長が必要と認める書類 ・発電事業計画認定証明書又は通知書 等 ・廃棄等費用積立計画書（発電事業シミュレーション等） ※事業廃止後に発電設備等を確実に廃棄するための担保資料とするため。
提出部数： 正副各1部 (正本については、フラットファイル等でファイリングしてください。) <u>P D F データも併せて提出してください。</u>
提出方法： 郵送により提出する場合には、副本返却用の返信用封筒を同封してください。

添付する図面等に明示すべき事項		
図面等の種類	明示すべき事項	備考
位置図 (縮尺 1/500～1/10,000)	・方位、太陽光発電設備の設置位置	
事業区域図 (縮尺 1/500 以上)	・方位、太陽光発電設備の区域 ・道路や目標となる土地及び施設名（公共施設、河川等）	
公図 (縮尺 1/500 以上)	・申請区域を明示（赤枠） ・道路及び水路の境界線を明示（青） ・地目、地積、所有者（申請地及び隣接地）	転写日・転写者の氏名・押印
土地利用計画平面図 (縮尺 1/500 以上)	・方位、土地の地番及び形状 ・事業区域の境界線、境界を示す杭の位置及び面積	作者の氏名・押印 目隠しフェンスのカタログ等を添付

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電設備の位置、形状及び寸法</li> <li>・変電設備の位置、形状及び寸法</li> <li>・事業区域内及び事業区域の境界に位置するフェンス等の位置</li> <li>・事業区域周辺の禁止区域及び抑制区域</li> <li>・緩衝帯の位置</li> <li>・低木の位置、種類、または目隠しフェンスの位置、形状、寸法、材料、色彩</li> <li>・事業区域に接する道路の幅員及び形状</li> <li>・送電ルート及び送電に係る電柱の位置</li> <li>・その他災害を防止するための施設の位置</li> </ul>	
造成計画平面図 (縮尺 1/500 以上) 造成計画断面図（縦横断図） (縮尺 1/100 以上)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業区域の境界線、境界を示す杭の位置</li> <li>・盛土、切土の範囲、高さ及び勾配</li> <li>・施工前後の地盤面</li> <li>・擁壁の位置、形状及び高さ</li> <li>・排水施設の位置及び流下方向</li> <li>・その他災害を防止するための施設の位置</li> </ul>	断面図と照合できるよう記号等を付してください
排水計画平面図 (縮尺 1/500 以上) 排水計画断面図 (縮尺 1/100 以上)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排水施設の種類、位置、材料、寸法（規模）、勾配、流下方向</li> <li>・吐口の位置</li> <li>・放流先の位置及び名称</li> </ul>	
擁壁の背面図及び断面図 (縮尺 1/20 以上)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・擁壁の形状、高さ、寸法、鉄筋位置及び間隔</li> <li>・水抜き穴の位置、材料及び内径</li> <li>・透水層の位置及び寸法</li> </ul>	
太陽光発電設備の構造図 (縮尺 1/50 以上)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電設備及び架台等の形状、高さ、寸法、材料、勾配</li> <li>・変電設備の形状、高さ及び寸法</li> <li>・太陽光発電設備及び架台等の色彩</li> </ul>	発電設備、架台、変電設備等のカタログ等を添付
工作物の構造図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業区域内に設置するフェンス等の工作物の高さ、寸法、材料、色彩等</li> </ul>	カタログ等を添付

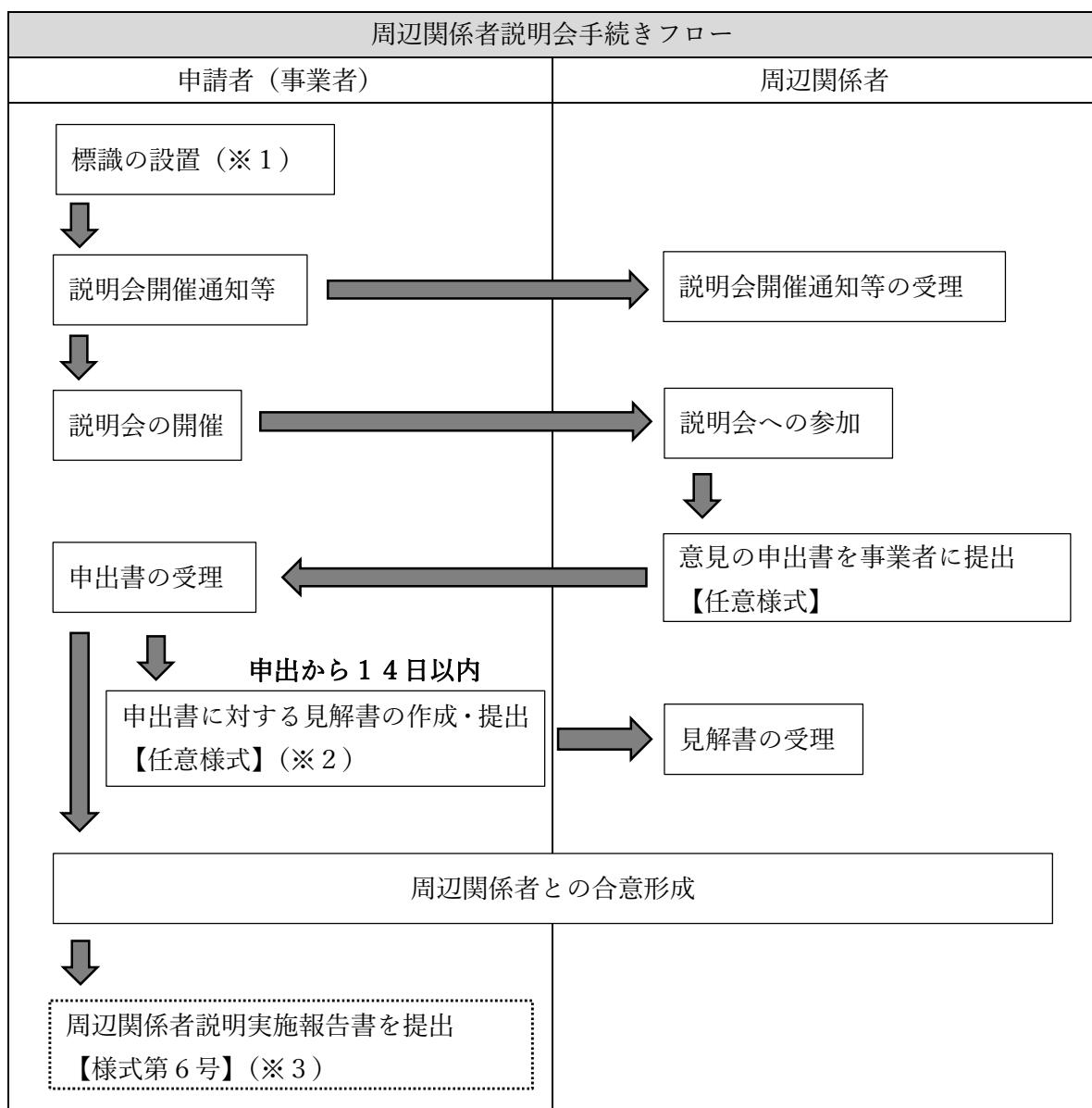
## (2) 周辺関係者説明会の開催

事前協議終了後には事業計画周知のため標識を設置し、周辺関係者との合意形成が図れるよう説明会を開催する必要があります。

説明会開催後には、周辺関係者説明実施報告書類を正副各1部提出してください。

〈太陽光発電設備の設置に関し、理解を得る必要がある周辺関係者の範囲〉

発電出力	周辺関係者の範囲
50キロワット未満	事業区域の境界線から水平距離100m以内
50キロワット以上	事業区域の境界線から水平距離300m以内



※1 事業計画の周知を図るため、公衆の見やすい場所に設置してください。

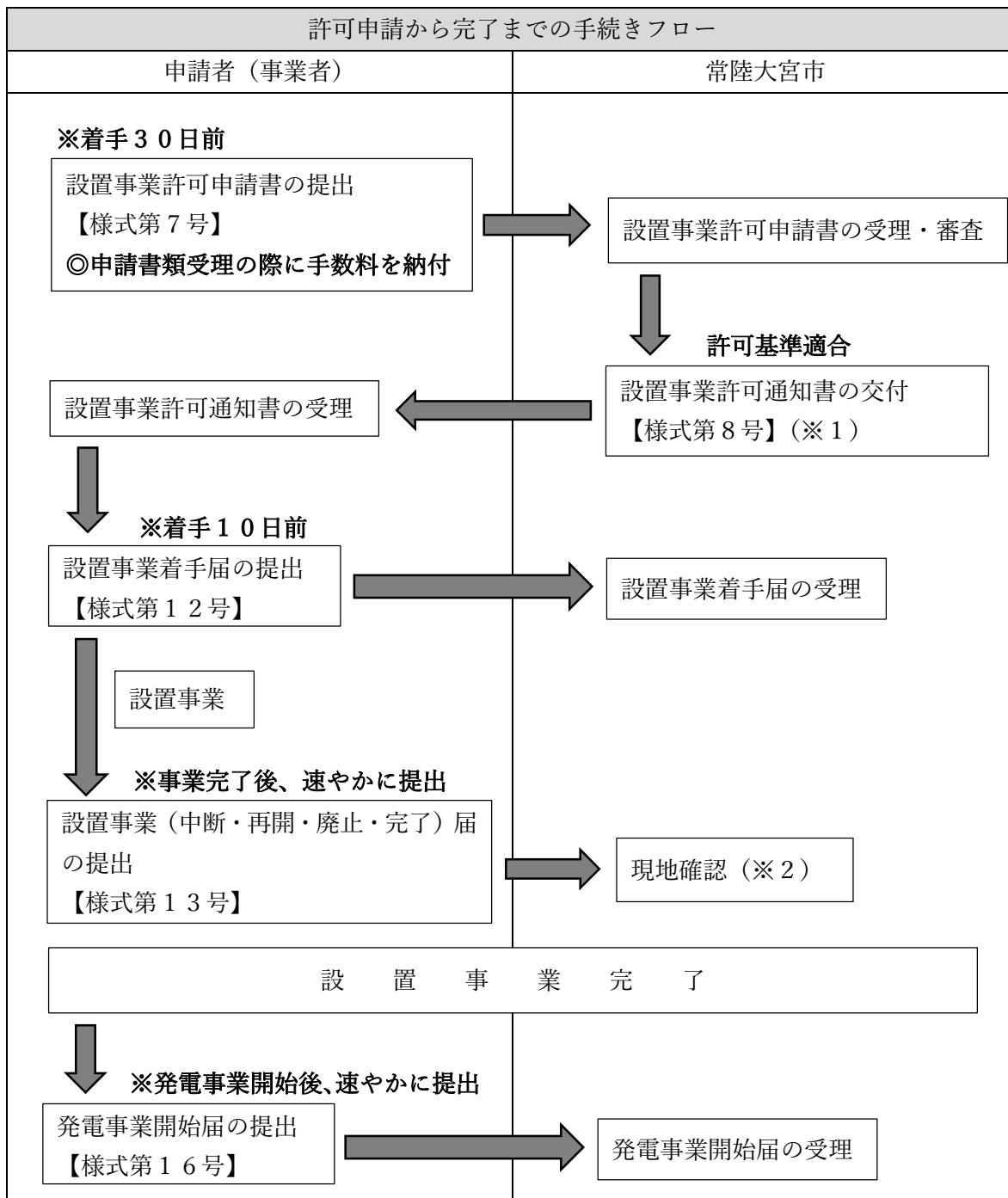
※2 見解書を提出するときは、申出者に対して内容を説明し、十分に理解が得られる  
ようにしてください。

※3 協議が不十分な場合や事業計画等に関する理解が得られない場合は、合意形成に  
向け、再度協議を行うよう指示することがあります。

周辺関係者の説明会開催後に提出する報告書類
① 周辺関係者説明実施報告書【様式第6号】
② 説明会で配布した資料及び説明事項
③ 周辺関係者からの意見の申出に関する記録
④ 見解書（意見の申出がなかった場合は、添付の必要なし）
⑤ 説明会開催状況が確認できる写真
⑥ 説明会出席者名簿の写し
⑦ 説明範囲図（住宅地図等）

### (3) 許可申請

事前協議終了後、説明会を開催した後、設置事業許可申請書類を正副各1部提出してください。



※1 不許可の場合は、「設置事業不許可通知書」【様式第8号】を交付します。

※2 現地確認の結果、許可規準に適合していないと認められるときは、不適合箇所を改善後、再度現地確認を行います。現地確認において、許可基準に適合していると認められなければ、当該許可事業に係る発電設備は使用できません。

設置事業許可申請書及び添付書類 (第12条、施行規則第9条)	
①	設置事業許可申請書【様式第7号】
②	事業計画書【様式第2号】
③	事業者の住民票の写し (これらの者が法人である場合にあっては、当該法人の登記事項証明書)
④	位置図
⑤	事業区域図
⑥	事業区域の登記事項証明書(発行後3か月以内のもの)
⑦	事業区域の土地所有者一覧表【様式第3号】
⑧	事業区域の公図の写し(発行後3か月以内のもの)
⑨	土地利用計画平面図
⑩	土地求積図又は地籍測量図
⑪	造成計画平面図及び断面図(造成を行わない場合は、計画土地の現況写真を添付)
⑫	排水計画平面図及び断面図
⑬	擁壁の背面図及び断面図(擁壁の設置がない場合は、添付の必要なし)
⑭	太陽光発電設備の構造図
⑮	事業区域に設置する工作物の構造図
⑯	反射光影響予測図
⑰	水道等埋設状況図(水道等の埋設がない場合は、添付の必要なし)
⑱	維持管理計画書【様式第4号】
⑲	設置者が事業計画を実施するために必要な資力があることを証する書類
⑳	設置事業の施工に係る関係法令等に基づく許認可を証する書類
㉑	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第2条第5項に規定する特定契約の締結状況を証する書
㉒	その他市長が必要と認める書類 ・発電事業計画認定証明書又は通知書 等 ・廃棄等費用積立計画書(発電事業シミュレーション等) ※事業廃止後に発電設備等を確実に廃棄するための担保資料とするため。
㉓	事前協議終了通知書
提出部数： 正副各1部 (正本については、フラットファイル等でファイリングしてください。) <u>P D F データも併せて提出してください。</u>	
提出方法： 郵送により提出する場合には、副本返却用の返信用封筒を同封してください。	

#### (4) 設置許可等申請手数料

設置許可等申請手数料は、発電出力に応じて、許可申請及び変更許可申請書類を提出する際に納付いただきます。

申請書類を市が受理する際に、納付書を発行します。(振込みを希望の場合は、市の指定口座が記載された請求書を発行します。)

手数料の種類	単位	金額(円)
1 設置許可申請		
(1) 発電出力が50キロワット未満のもの	1件	13,000円
(2) 発電出力が50キロワット以上2,000キロワット未満のもの	1件	28,000円
(3) 発電出力が2,000キロワット以上のもの	1件	40,000円
2 変更許可申請		
(1) 発電出力が50キロワット未満のもの	1件	6,000円
(2) 発電出力が50キロワット以上2,000キロワット未満のもの	1件	15,000円
(3) 発電出力が2,000キロワット以上のもの	1件	27,000円

## 5 許可基準

1) 事業区域に禁止区域を含まないこと。																
2) 自然環境を害するおそれがないものとして規則で定める基準に適合していること。																
(1) 事業区域に鳥獣保護区又は特別保護地区を含む場合は、当該鳥獣保護区及び特別保護地区において鳥獣を保護すべき措置が十分に講じられていること。																
(2) 事業区域に生育する樹木を伐採する場合は、事業区域への進入路、排水施設等の設置のための必要最小限度のものであること。																
(3) 事業区域に希少野生動植物種の個体が生息又は生育している場合は、当該希少野生動植物種の保護に配慮した事業計画となっていること。																
(4) 設置事業が希少野生動植物種の営巣等に影響を与えるおそれがある場合は、当該希少野生動植物種に配慮した事業計画となっていること。																
3) 景観を阻害するおそれがないものとして規則で定める基準に適合していること。																
(1) 太陽光発電設備及び附属設備の高さ、形状及び色彩が周囲と調和したものであること。																
(2) 事業区域に抑制区域を含む場合は、事業区域と隣接する土地の間に次に定める緩衝帯及び太陽光発電設備が周辺の道路等の公共空間から見えないよう低木、目隠しフェンス等が設けられていること。(※1)																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業区域の面積</th> <th>緩衝帯の幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3, 000m<sup>2</sup>未満</td> <td>2m以上</td> </tr> <tr> <td>3, 000m<sup>2</sup>以上10, 000m<sup>2</sup>未満</td> <td>3m以上</td> </tr> <tr> <td>10, 000m<sup>2</sup>以上15, 000m<sup>2</sup>未満</td> <td>4m以上</td> </tr> <tr> <td>15, 000m<sup>2</sup>以上50, 000m<sup>2</sup>未満</td> <td>5m以上</td> </tr> <tr> <td>50, 000m<sup>2</sup>以上150, 000m<sup>2</sup>未満</td> <td>10m以上</td> </tr> <tr> <td>150, 000m<sup>2</sup>以上250, 000m<sup>2</sup>未満</td> <td>15m以上</td> </tr> <tr> <td>250, 000m<sup>2</sup>以上</td> <td>20m以上</td> </tr> </tbody> </table>	事業区域の面積	緩衝帯の幅	3, 000m <sup>2</sup> 未満	2m以上	3, 000m <sup>2</sup> 以上10, 000m <sup>2</sup> 未満	3m以上	10, 000m <sup>2</sup> 以上15, 000m <sup>2</sup> 未満	4m以上	15, 000m <sup>2</sup> 以上50, 000m <sup>2</sup> 未満	5m以上	50, 000m <sup>2</sup> 以上150, 000m <sup>2</sup> 未満	10m以上	150, 000m <sup>2</sup> 以上250, 000m <sup>2</sup> 未満	15m以上	250, 000m <sup>2</sup> 以上	20m以上
事業区域の面積	緩衝帯の幅															
3, 000m <sup>2</sup> 未満	2m以上															
3, 000m <sup>2</sup> 以上10, 000m <sup>2</sup> 未満	3m以上															
10, 000m <sup>2</sup> 以上15, 000m <sup>2</sup> 未満	4m以上															
15, 000m <sup>2</sup> 以上50, 000m <sup>2</sup> 未満	5m以上															
50, 000m <sup>2</sup> 以上150, 000m <sup>2</sup> 未満	10m以上															
150, 000m <sup>2</sup> 以上250, 000m <sup>2</sup> 未満	15m以上															
250, 000m <sup>2</sup> 以上	20m以上															
(3) 前号の緩衝帯を設置する場合は、植栽その他周辺の景観との調和を図るために必要なものが適切に配置されていること。																
※1 緩衝帯は、隣接する土地との境界線から太陽光パネルまでの距離とし、その離隔を確保すること。																
<p>【参考】</p> <p>例  <span style="color: blue;">■</span> 太陽光アレイ    <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">□</span> 敷地境界線    <span style="color: green;">□</span> フェンス  <span style="color: red;">□</span> 事業区域    <span style="color: red;">↔</span> 緩衝帯    <span style="background-color: gray;">■</span> 隣接地</p>																

低木は、地域の植生に配慮した植種又は季節を感じることができる花木とし、枯草の片付けや枝の剪定等、周辺環境に影響を及ぼさないよう維持管理すること。

- ・太陽光発電設備が歩行者や通行車両から見えないようにすること
- ・成木時の高さが太陽光発電設備以上の高さとなる低木を植栽すること

目隠しフェンスは、周囲の景観と調和した色彩及び耐久性のある素材を使用し、ビニールシート、植栽シート等の簡易的なシートは原則使用しないこと。(推奨: トリカルネット等)

4) 設置事業の完了時における事業区域の高さ、法面の勾配、造成を行う面積等の造成計画が規則で定める基準に適合していること。

- (1) 事業区域において切土、盛土等の造成を行う場合は、当該造成が事業区域への進入路、排水施設等の設置のための必要最小限度の範囲のものであること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、造成計画が宅地防災マニュアル(平成19年国都開第27号)の基準に適合したものであること。

5) 排水施設、擁壁その他の施設が規則で定める基準に適合していること。

- (1) 事業区域内の雨水その他の地表水を事業区域外へ流出させることができないよう必要な排水機能を有していること。(※2)
- (2) 排水施設の構造が下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第8条第2号、第3号及び第8号から第10号までに掲げる基準を満たすものであること。
- (3) 拥壁を設置する場合は、当該擁壁が宅地防災マニュアルの基準を満たす方法で設置されていること。
- (4) 河川、水路、下水道その他の排水施設の放流先の排水能力に応じて必要がある場合は、一時雨水等を貯留する調整池その他の施設が設置されていること。

※2 雨水その他の地表水は、原則、事業区域内浸透処理とすること。

6) 地形及び地質の状況に応じ配慮すべき事項又は講ずべき措置が規則で定める基準に適合していること。

- (1) 事業区域が軟弱地盤である場合は、土の置換え、水抜きその他の必要な措置が講じられていること。
- (2) 地山と盛土部分に滑りが生じないよう段切りその他の必要な措置が講じられていること。
- (3) 盛土部分の土砂が崩壊しないよう締固めその他の必要な措置が講じられていること。

7) 道路、河川、水路その他の公共施設の構造、管理等に支障を来すおそれがないこととして規則で定める基準に適合していること。

- (1) 事業区域に接する建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条の道路の幅員が6メートル未満の場合は、当該道路の幅員を道路の中心線から片側3メートル以上ずつ確保(崖地、河川等により道路の中心線から片側3メートルの幅員を確保できない場合は、当該崖地等の道路の側の境界線から6メートル以上の道路幅員を確保)することその他の車両の通行に支障がない措置が講じられていること。
- (2) 大型車両の通行等による既存道水路の破損等を防止する措置が講じられているこ

と。

※3 低木やフェンスは、確保した道路幅員の外側に設置すること。

8) 太陽光の反射、騒音等による生活環境に対する被害を防止するための措置その他周辺関係者の生活環境を保全するための措置が規則で定める基準に適合していること。

- (1) 事業区域に近接する住宅、道路等に対し、太陽光の反射が発生する角度に太陽光発電設備を設置する場合は、透過性パネルの設置その他の太陽光の反射を軽減する措置が講じられていること。
- (2) 太陽光発電設備から発生する騒音が事業区域及び周辺地域の騒音規制基準（騒音規制法（昭和43年法律第98号）第4条第1項の規定により定められた騒音に係る規制基準をいう。）に適合していること。
- (3) 太陽光発電設備を適切に保守点検及び維持管理するために必要な体制が整えられていること。
- (4) 太陽光発電設備の廃棄その他の発電事業を終了する際の太陽光発電設備の取扱いに係る計画が適切であること。
- (5) 太陽光発電設備の搬入及び設置を行う時間、期間等が周辺関係者の生活環境への影響を最小限とするものであること。
- (6) 太陽光発電設備及びその附属設備が電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）に適合していること。
- 9) 設置する太陽光発電設備が電気事業法（昭和39年法律第170号）、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法その他関係する法令の基準に適合していること。
- 10) 市の総合計画、環境基本計画その他の計画（国又は茨城県が策定する計画であって、本市に適用があるものを含む。）に適合していること。
- 11) 事業計画に関する説明会及び意見の申し出に係る協議を行っていること。

## 6 事業計画変更等の手続き

事業計画等の変更がある場合は、変更許可等の手続きが必要になることがありますので、事前にご相談ください。

報告書等の書類	添付書類	備考
設置事業変更許可申請書 【様式第10号】	①変更内容が確認できる図書等	提出部数 正副各1部
設置事業変更届出書 【様式第15号】 ※軽微な変更（※1）	①変更内容が確認できる図書等	提出部数 1部 ※変更後、遅滞なく提出
設置（変更）許可申請取下げ 届出書 【様式第11号】		提出部数 正副各1部
設置事業（中断・再開・廃止・ 完了）届（※2） 【様式第13号】	1 中断、廃止、完了の場合 (1) 中断時、廃止時、完了後の状況 が分かる写真(前後同一アングル) (2) 各種工事の工程の状況が分か る写真 (3) 構造物・造成工事の出来形測定 写真（完了時のみ） (4) 届出図書（変更届出図書）に対 して、朱書きで実測値、使用材料、 規格値等を記載したもの。（完了時 のみ） 2 再開の場合 (1) 工事工程表	提出部数 1部

※1 以下の軽微な変更を行うときは、設置事業変更届出書を提出してください。

- (1) 事業区域面積の縮小
- (2) 総発電出力の縮小
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が軽微な変更と認めるもの。

※2 設置事業の廃止又は完了の届出があったときは、現地確認を行います。

## 7 太陽光発電設備の設置に関する手続き（届出）

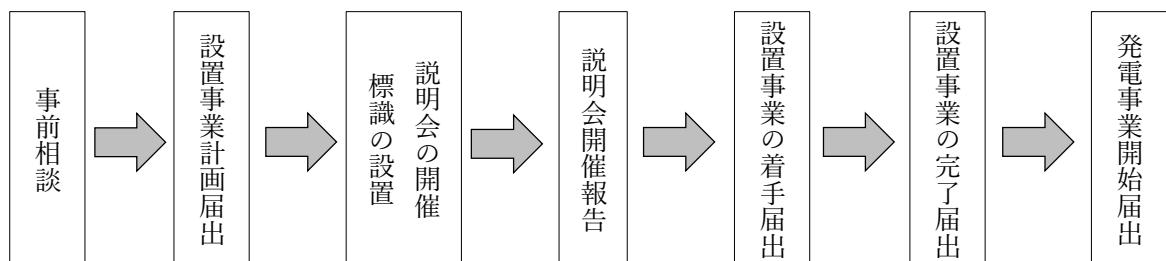
発電出力が 10 キロワット以上の太陽光発電事業(建築物の屋根等に設置する場合を除く)で、次の①から④の許可対象事業に該当しない太陽光発電設備設置事業は、「設置事業計画届出書」及び事業計画その他の書類を設置事業に着手する日の 30 日前までに市に提出しなければなりません。

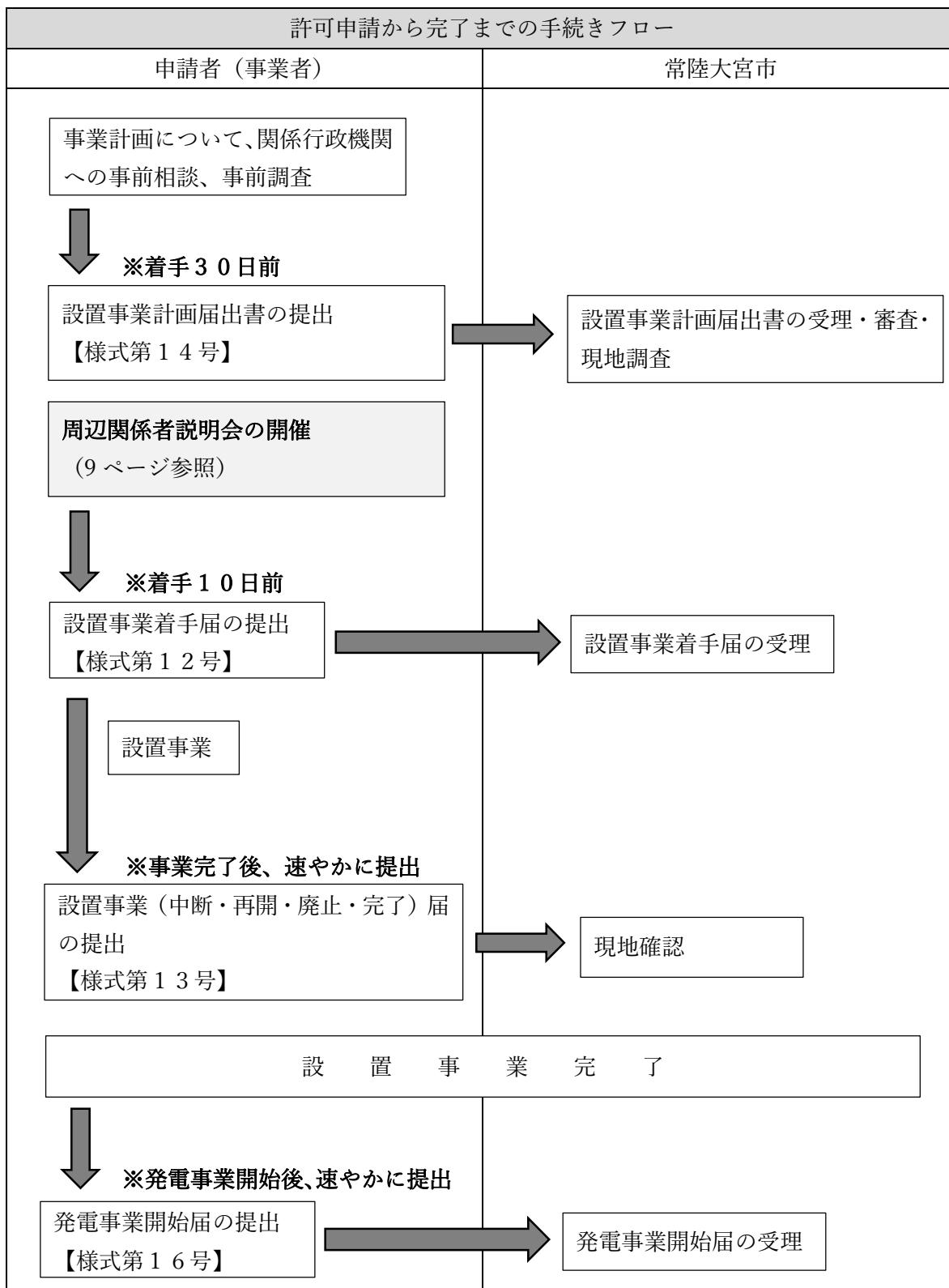
また、設置事業着手前に説明会を開催するなど、周辺関係者の理解が得られるように努めなければなりません。

### 【許可対象事業】

- ①発電出力 50 キロワット以上のもの
- ②事業区域面積が 500 平方メートル以上のもの
- ③地上高が最大 4 メートル以上のもの
- ④抑制区域内に 10 キロワット以上の太陽光発電設備を設置しようとするとき

### 標準的な手続きフロー





設置事業計画届出書及び添付書類  
(第18条、施行規則第15条)

① 設置事業計画届出書【様式第14号】
② 事業計画書【様式第2号】

(③) 事業者の住民票の写し (これらの者が法人である場合にあっては、当該法人の登記事項証明書)
(④) 位置図
(⑤) 事業区域図
(⑥) 事業区域の登記事項証明書（発行後3か月以内のもの）
(⑦) 事業区域の土地所有者一覧表【様式第3号】
(⑧) 事業区域の公図の写し（発行後3か月以内のもの）
(⑨) 土地利用計画平面図
(⑩) 土地求積図又は地籍測量図
(⑪) 造成計画平面図及び断面図（造成を行わない場合は、計画土地の現況写真を添付）
(⑫) 排水計画平面図及び断面図
(⑬) 擁壁の背面図及び断面図（擁壁の設置がない場合は、添付の必要なし）
(⑭) 太陽光発電設備の構造図
(⑮) 事業区域に設置する工作物の構造図
(⑯) 反射光影響予測図
(⑰) 水道等埋設状況図（水道等の埋設がない場合は、添付の必要なし）
(⑱) 維持管理計画書【様式第4号】
(⑲) 設置者が事業計画を実施するために必要な資力があることを証する書類
(⑳) 設置事業の施工に係る関係法令等に基づく許認可を証する書類
(㉑) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第2条第5項に規定する特定契約の締結状況を証する書
(㉒) その他市長が必要と認める書類 ・発電事業計画認定証明書又は通知書 等 ・廃棄等費用積立計画書（発電事業シミュレーション等） ※事業廃止後に発電設備等を確実に廃棄するための担保資料とするため。
提出部数： 正副各1部 (正本については、フラットファイル等でファイリングしてください。) <u>PDFデータも併せて提出してください。</u>
提出方法： 郵送により提出する場合には、副本返却用の返信用封筒を同封してください。

添付する図面等に明示すべき事項		
図面等の種類	明示すべき事項	備考
位置図 (縮尺1/500～1/10,000)	・方位、太陽光発電設備の設置位置	
事業区域図 (縮尺1/500以上)	・方位、太陽光発電設備の区域 ・道路や目標となる土地及び施設名（公共施設、河川等）	
公図	・申請区域を明示（赤枠）	転写日・転写者の氏

(縮尺 1/500 以上)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路及び水路の境界線を明示（青）</li> <li>・地目、地積、所有者（申請地及び隣接地）</li> </ul>	名・押印
土地利用計画平面図 (縮尺 1/500 以上)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方位、土地の地番及び形状</li> <li>・事業区域の境界線、境界を示す杭の位置及び面積</li> <li>・太陽光発電設備の位置、形状及び寸法</li> <li>・変電設備の位置、形状及び寸法</li> <li>・事業区域内及び事業区域の境界に位置するフェンス等の位置</li> <li>・事業区域周辺の禁止区域及び抑制区域</li> <li>・緩衝帯の位置</li> <li>・低木の位置、種類、または目隠しフェンスの位置、形状、寸法、材料、色彩</li> <li>・事業区域に接する道路の幅員及び形状</li> <li>・送電ルート及び送電に係る電柱の位置</li> <li>・その他災害を防止するための施設の位置</li> </ul>	作者の氏名・押印 目隠しフェンスのカタログ等を添付
造成計画平面図 (縮尺 1/500 以上)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業区域の境界線、境界を示す杭の位置</li> </ul>	断面図と照合できるよう記号等を付してください
造成計画断面図（縦横断図） (縮尺 1/100 以上)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・盛土、切土の範囲、高さ及び勾配</li> <li>・施工前後の地盤面</li> <li>・擁壁の位置、形状及び高さ</li> <li>・排水施設の位置及び流下方向</li> <li>・その他災害を防止するための施設の位置</li> </ul>	
排水計画平面図 (縮尺 1/500 以上)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排水施設の種類、位置、材料、寸法（規模）、勾配、流下方向</li> </ul>	
排水計画断面図 (縮尺 1/100 以上)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・吐口の位置</li> <li>・放流先の位置及び名称</li> </ul>	
擁壁の背面図及び断面図 (縮尺 1/20 以上)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・擁壁の形状、高さ、寸法、鉄筋位置及び間隔</li> <li>・水抜き穴の位置、材料及び内径</li> <li>・透水層の位置及び寸法</li> </ul>	
太陽光発電設備の構造図 (縮尺 1/50 以上)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電設備及び架台等の形状、高さ、寸法、材料、勾配</li> <li>・変電設備の形状、高さ及び寸法</li> <li>・太陽光発電設備及び架台等の色彩</li> </ul>	発電設備、架台、変電設備等のカタログ等を添付
工作物の構造図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業区域内に設置するフェンス等の工作物の高さ、寸法、材料、色彩等</li> </ul>	カタログ等を添付

## 8 太陽光発電設備の維持管理

発電事業者は、発電事業を実施する間、生活環境等の保全又は災害の防止に関し支障が生じないよう、太陽光発電設備及び事業区域内を常時安全かつ良好な状態となるよう維持管理しなければなりません。

また、太陽光発電設備の稼働状況、保守点検その他維持管理の実施状況について、毎年1回（2月）市に報告しなければなりません。

報告書等の書類	添付書類	備考
発電事業開始届 【様式第16号】	写真（全景、柵、標識等） ※標識は文字が読めるような写真	提出部数 1部 ※発電開始後、速やかに提出
土地所有者変更届 【様式第17号】	変更後の土地所有者の登記事項証明書	提出部数 1部 ※変更後、速やかに提出
太陽光発電設備状況報告書（※1） 【様式第18号】		提出部数 1部 ※毎年2月報告
災害等対応報告書（※2） 【様式第19号】	被害状況及び応急処置の対応状況が確認できる書類・図面・写真	提出部数 1部
発電事業終了届（※3） 【様式第20号】		提出部数 1部 ※発電終了後、速やかに提出
発電設備撤去処分完了報告書 【様式第21号】	発電設備撤去後の状況が分かる撤去前、撤去中及び撤去完了後の写真	提出部数 1部 ※撤去処分完了後、速やかに提出
地位承継届 【様式第22号】	地位を承継した者の登記事項証明書	提出部数 1部 ※承継後、速やかに提出

※1 発電事業者は、発電事業を実施する間、生活環境等の保全又は災害の防止に関し支障が生じないよう、太陽光発電設備及び事業区域内を常時安全かつ良好な状態となるよう維持管理しなければなりません。また、稼働状況、保守点検その他維持管理の実施状況について、毎年1回市に報告してください。

ただし、許可対象外の設置事業に係る届出を行った発電事業については、太陽光発電設備状況報告書の提出は必要ありません。

※2 異常が生じたときは、直ちに現地を確認し、必要な措置を講じなければなりません。また、当該異常について、その結果を市に報告するとともに、周辺関係者に周知してください。

※3 発電事業を終了したときは、太陽光発電設備を速やかに撤去し、関係法令等に基づき適正に処分するとともに、撤去後の土地については、良好な自然環境、景観及び生活環境の保全並びに災害の防止のために必要な措置を講じてください。

## 9 効告及び公表

事業者が以下に該当する場合には、効告又は公表する場合があります。

### 【効告】（条例第28条第2項）

- (1) 申請、届出若しくは報告を怠ったとき、又は虚偽の届出等を行ったとき。
- (2) 設置許可等を受ける前に太陽光発電設備の設置事業に着手したとき。
- (3) 太陽光発電設備の稼働期間中、事業区域内の見やすい場所に、標識を設置しなかったとき。
- (4) 発電事業を終了したとき、太陽光発電設備を速やかに撤去若しくは処分をせず又は撤去した後の土地について必要な措置を講じなかったとき。
- (5) 事業者が、管理の状況その他必要な事項についての報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき。
- (6) 当該職員による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- (7) 助言又は指導に正当な理由なくして従わなかったとき。

### 【公表】（条例第29条）

効告を受けた事業者が当該効告に従わないときは、当該事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）並びに効告の内容を公表します。

## 10 チェックリスト（禁止区域・抑制区域）

太陽光発電設備を設置する事業区域に関する禁止区域及び抑制区域該当の有無

### (1) 禁止区域

区域の名称等	関係根拠法令等	該当の有無	所管部署等	関係機関確認日	備考
砂防指定地	砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された砂防指定地	有・無	県)常陸大宮土木事務所 河川整備課		
土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項の土砂災害特別警戒区域	有・無	県)常陸大宮土木事務所 河川整備課 市)危機管理課		
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域	有・無	県)常陸大宮土木事務所 河川整備課 市)危機管理課		
地すべり防止区域	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域	有・無	県)常陸大宮土木事務所 河川整備課 市)危機管理課		
保安林 保安施設地区	森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項の保安林並びに同法第41条第1項及び第3項の保安施設地区	有・無	県)農林水産部 林業課		
河川区域 河川保全区域 河川予定地	河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に規定する河川区域、同法第54条第1項の河川保全区域及び同法第56条第1項の河川予定地	有・無	県)常陸大宮土木事務所 河川整備課		
居住誘導区域 都市機能誘導区域	都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項に基づき市が策定した常陸大宮市立地適正化計画に定める居住誘導区域、都市機能誘導区域	有・無	市)都市計画課		

(2) 抑制区域

区域の名称等	関係根拠法令等	該当の有無	所管部署等	関係機関確認日	備考
茨城県立自然公園（特別地域）	茨城県立自然公園条例（昭和37年茨城県条例第17号）	有・無	県)環境政策課 市)生活環境課		
自然環境保全地域特別地区	茨城県自然環境保全条例（昭和48年茨城県条例第4号）	無	県)環境政策課 市)生活環境課		
鳥獣保護区特別保護地区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）	無	県)環境政策課 市)生活環境課		
地域森林計画対象民有林	森林法（昭和26年法律第249号）	有・無	市)農林振興課 農林整備 G		
農用地区域 採草放牧地	農地法（昭和27年法律第229号） 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）	有・無	市)農林振興課 農地調整 G		
第1種農地		有・無	市)農業委員会事務局		
地域計画区域	農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）	有・無	市)農林振興課 農地調整 G		
都市計画区域	都市計画法（昭和43年法律第100号）	有・無	市)都市計画課		
茨城県指定有形文化財 常陸大宮市指定有形文化財 茨城県指定史跡名勝天然記念物 常陸大宮市指定史跡名勝天然記念物	茨城県文化財保護条例（昭和51年茨城県条例第50号） 常陸大宮市文化財保護条例（昭和51年常陸大宮市条例第18号）	有・無	県)教育庁文化課 市)文化スポーツ課		
斜度30度以上の勾配を有する土地を含む区域		有・無			
鉄道用地の敷地境界線から水平距離50メートル以内の区域	鉄道事業法施行規則（昭和62年運輸省令第6号）第4条第1号に掲げる普通鉄道に係る用地	有・無			
道路用地の敷地境界線から水平距離50メートル以内の区域	道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号及び第3号に掲げる一般国道及び都道府県道に係る用地	有・無			